

日程第三議案第四十一号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改

正する条例

日程第四議案第四十二号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅

費等に関する条例の一部を改正する条例

以上二案を一括して議題といたします。

本二案については、ともに総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 石川慶一郎君登壇)

○総務委員長(石川慶一郎君) 御指名をいただきましたので、議案第四十一号、

第四十二号につきまして一括審査をいたしましたわけですが、委員会における審査概要を御報告させていただきます。

なお、お手元にございます審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず本審査の冒頭、担当課長より内容説明を受けました後に質疑が始まりました。トッパバッターの質問といたしましては、市長とか助役とか収入役等

の二十六市の順位その他を教えてほしいといったような、そういう質疑がございました。理事者側から、一位八王子、二位立川といったように順々にこういふふうに二十六市を読み上げていただくわけでございますが、それぞれ三役並びに教育長の順位が発表されたわけですが、二十六市のうちの福生市の順位は大体どのくらいといったことをいただきました。福生市の市長さん七十七位である。助役さんが十七位である。大体そういうところでございます。

それで、さらば、関連質問としてでございますが、職員はどのくらいかというふうなことの質問がありまして、これは十四位ぐらいというふうなことでございました。

本議案につきましては逐条的な審査もつることは、理事者側のアッパ率の提案とか、それから順位発表等をじっくりと主張いたしました。そして、おのりの委員の個性豊かな意見が展開されたわけでありまして、十年間も連続引上げてきて、今回も上げ幅だとえて五％とは申して、二十六市中中位というのには賛成しかねるという意見。それから、いや、いや、一般職の額も聞いたけれども、三役並びに教育長の職務というものは、もうこれは重にして大なるものであつて、市に与する貢献度というものは非常に強大なものであるから、要は順位という次元

で物事を考へないで、もし仮に一生涯懸命やれば、極端なことを言えば、二十六市中でトップでもないんじゃないか、そんなような意見も出ました。責任者たる方は一般的社会通念から言っても十分にコンセンサスを得ることのできる額なんだから可であるといったような意見も出ました。いろいろとそんなような意見が出たわけであります。

これも意見として出たので、ちよと余談みたいな形になるかもしれませんが、いわゆる市の三役あるいはまた教育長は中位であると。しかしながら、議員は下位だと、しかし、そのことに対して解決せよとは申しませんよなどといったような意見もございまして、採決に当たりまして起立による採決をいたしましたわけでございますが、事の次第は賛成多数によりて原案どおり可決とするものと決定をいたしました次第でございます。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いいたします。

○議長(天次性男君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。

まず反対者十二番松山 清君。

(十二番 松山 清君登壇)

○十二番(松山 清君) 議案第四十一号福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第四十二号福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

何といたしまして今回の改正によりまして、議員と同じように十年連続の引き上げであります。特に田村市長は市政を担当して一年二カ月の間に二度目の引き上げをいたします。このような給与の引き上げについて、私はしうてい賛成することはありません。また給与水準にいたしましても、私は十分いまの市長、助役、収入役、教育長等が生活できる水準のものか反給されていると思います。ちなみに、従来市長は五十

三万円、助役四十六万円、収入役四十四万五千円、教育長四十四万五千円であります。特に助役、収入役、教育長にいたしましても就任してまだ助役、教育長で九ヶ月、収入役にいたしましても六ヶ月であります。こういう中で市の最高首脳部の引き上げというふうなことに、とうてい賛成することはできません。

また先ほども議員の報酬改定の際にも述べましたように、これらの市長を初めとした人たちの給与改定にいたしましては、より民主的な方法をやはり私はとるべきだろうと思います。ただ審議会の諮問ということだけでなく、広く市民の声を聞いていただき、これは行政として積極的に取り入れていただきたいと思います次第です。

そういう点を要求いたしまして、つけ加えて、簡単ですけれども、反対討論とさせていきたいと思います。

○議長(末次性男君)

次に賛成者九番小野沢 久君。

(九番 小野沢 久君登壇)

○九番(小野沢 久君)

議案第四十二号、四十二号につきまして賛成の討論をさせていただきます。

他市の状況等についていろいろ論議がなされてきたわけですが、福生市の行政水準を見た場合、大変高度なところに来ていると判断をいたしております。市長のその職務はきわめて重責で激務であります。福生市の発展のために寸暇をいとわず奔走をしておられるわけでございます。助役、収入役にいたしまして、そのとおりでございます。教育長におきましても、最近のいろいろの問題を総括的に解決していく大きな責任がございます。

確かに議員と同じに十年間続けて値上げをされているわけですが、市職員員の給与等を考えた場合に、市民に十分に理解をいただけるものと信じております。常識的な線ではないかと思っております。

また二層の行政効果を期待し、この二件に賛成をするものであります。(拍手)
○議長(末次性男君) 以上で討論を終ります。

これより本二案について、起立により採決いたします。

本二案は、各議員会堂直報告のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(末次性男君) 起立多数であります。よって議案第四十一号及び議案第四十二号の二案は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(末次性男君) 日程第五議案第四十三号福生市消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本条例については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 指田保雄君登壇)

○厚生委員長(指田保雄君) 御指名下でございますので、議案第四十三号福生市消防団条例の一部を改正する条例に對して御報告申し上げます。

審査報告書の朗読は省略させていただきます、補足して御説明を申し上げます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず理事者側より説明を受けた後、質疑に入りました。

その主なものを申し上げますと、消防団員のアップ率はどのような根拠から出されたのか。団長の順位は本会議の説明では二十六市中十二位になると説明された

が、団員についてはどのくらいか。団長交際費は年間どのくらいか。二十六市全部に消防団を置いているのか等の質疑がありました。

これらに對し、団員のアップ率の算定根拠は福生市周辺の消防団の報酬に近づけるべく、また非常勤の特別職の報酬改定等を勘案しながら計算した。

団員の順位は現行十七位が十四位になる。また団長交際費は年間十万円であり、二十六市それぞれ規模は違いますが、全部置かれている等々答弁のあった後、お諮りいたしましたところ、全会異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議の上、当委員会報告となり御可決賜りますようお願いいたします。そして、審査報告といたします。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております。議案第四十三号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十三号は、委員長会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君)

日程第六、議案第四十七号昭和五十六年度福生市一般入会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。まず総務委員長石川慶一郎君。

(総務委員長 石川慶一郎君登壇)

○総務委員長(石川慶一郎君) 御指名がございましたので、議案第四十七号につきまして、委員会における審査概要を御報告申し上げます。

これはもちろん総務の所管の分でございます。本案はまず歳入全般について審査をいたし、次に教育費を除く歳出につき、そしてまた教育費についてといっ

たように順次審査をやつてまいりました。

なお、お手元にございます審査報告書の朗読は省略とさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

それでは、まず歳入及び地方債についてでありますけれども、質疑事項といたしましては防衛関係の土木補助金の単価アップは毎年行われているのか。あるいはまた物品売却収入に計上された米飯炊飯機について、これは下取りなのか、あるいはスクラップなのか等の質問がございました。

それに對しまして、工事の単価については、国では毎年六月に建設単価が出ることになっており、以後ずっとということは保証できません。一応単価改正が毎年あると解釈しようかと思います。また、炊飯機は新しい機械を入れる会社で下取りとして取ってもらったものであると、そういうふうな答弁がございました。

次に、教育費を除く歳出の審査が行われたわけでありますけれども、それらは庁舎等管理に要する経費のうち手すり工事の一千百万円の工事内容について、あるいはまた今回取り行われた都議会選挙に関するものもその件、たとえは都議選に要する費用は全額間違いない後から戻ってくるのか、あるいはボス

ターに公営揭示板民有地賃借料は一体どれくらい支払うものなのか、あるいはまた議会費補正のうち議員の期末手当は職員手当等に計上されているけれども、議員報酬に含めてよいのではないか、あるいはまた補正予算給与明細書中に、職員数三百六十七名となっているけれども、これではいのか等々の質問があったわけでございます。

これに對しましての答弁をいたしましては、まず手すりの修理費でありますけれども、二階、三階は十九メートルほど部分的にははがれて危険を伴うので修理をするという事、あるいは都議選に伴う費用につきましては、過去の実績から全額都において負担されるものと思つて、戻ってくるという事です。またポスター関係としては、民間関係が四十カ所程度で、一カ所一千二百円程度見込んであるという事であります。また議員期末手当については、他の地方自治法施行規則で職員手当等の区分に計上されているようになつておるといふ事です。また職員数の問題についてでありますけれども、四月以降二人退職をいたしまして、現在は予算上は三百六十五人であるけれども、繰越明許の関係で実質的には三百六十九人といふことであるとの答弁があり、委員より、実質と繰越明許との関係を予算面におい

て、どう振うか、たとえば括弧書きを入れるかどうか、今後やる場合にはこの検討を望むといたすか意見がございしました。

次に教育費について審査を取り行ったわけでありすけれども、質問事項といましては、パンとそれから米飯の単価差等でございしました。

これに對しまして、パンは一食当たり三十一円九十三銭であると。それから米飯ですけれども、これは十一円と、大幅な差がある。中央年度から米飯給食四十回といふことです。つまり、ちねみに、その四十回といふものを試算すると一体どうかといふことの報告があったわけでありすけれども、パンの場合と米飯の場合との差額が年四十回で四百四十万円以上の差が出るといふことでありまして、この差額の費用といふのは食事などの内容の充実に回りたいと、こつちの意向のようでございます。しかもまた給食審議会においては、子供たちへ米飯給食は増加の一途をたどつておるといふようなこと、やういふ答弁もございしました。

本案は、議員及び市長等の給与改定に基づく補正予算であり、反対である、やういふ意見も出されたので、起立採決をしたわけでありすけれども、採決の結果、賛成多数により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、報告いたします。

○議長(末次性男君)

次に建設委員長高水惣八君。

(建設委員長 高水惣八君登壇)

○建設委員長(高水惣八君)

御指名でございますので、審査報告をいたします。

議案第四十七号昭和五十六年度福生市一般会計補正予算(第二号)歳入歳出予算のうち、建設委員会所管分について御報告を申し上げます。

本議案に対する当委員会の審査結果は、お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。報告書の朗読は省略させていただきます。審査内容について大略を御報告させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

関係部長より説明を受けましたものであります。その大要は次のとおりであります。土木費であります。緊急道路整備備費は三百二十万円の補正をしたいというもので、内容としては、防衛補助の五十六年度分のもので決定をまいりましたので、ここで確定として仕事にかかりたいというものである。確定内容としては、当初、簡

易舗装で計画していたが、これが本舗装となったことに伴う補助金が確定してまいりましたもので、三百二十万円を補正したいというものであり、これは路線数は四本である。それから、十三ページの都市計画総務費は三万三千円が補正であり、都市計画審議会の報酬の改正に伴う増であるとの以上の説明があり、質疑に入りました。委員より、十二ページの簡易舗装から本舗装になるというので、補助金や四本ふえたというが、具体的にどの道路を何メートルぐらい、この補助金がふえるのか。課長より、従来五十六年度は四路線お願いしていたが、路線数は変わっていない。要するに、歳入についてその点防衛施設等が特別に配慮されて、簡易舗装の場合、補助率三分の二であるが、本舗装となると七五%。四分の三の補助率となり、市の持ち出しが少なくなると済むようになり、特にその辺を配慮していただき、補助率を上げていただく。

歳入の関係については、昨年の五月に概算要求をお願いしたが、当初予算の編成時には今回の数字が着目してなかった。その数字が着目して来たので、本年度は二月下旬というところで当初予算編成が終わっていた時期であり、その数字が五月十一日に内示という形で確定を見たということ、この際、補正をお願いした

いと説明がありました。

お諮りしましたところ、本会中建設委員会所管分については全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議の上、本委員会に決定どおり御可決くださいますようお願いを申し上げます。報告いたします。

○議長(末次性男君)

次に厚生委員長 指田保雄君。

(厚生委員長 指田保雄君登壇)

○厚生委員長(指田保雄君) 御指名がありましたので、議案第四十七号昭和五十六年度福生市一般会計補正予算(第二号)中厚生委員会所管分に関する審査報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。補足して御説明申し上げます。

(議案不審査報告書) 別添参照

本議案に対する当委員会の所管分は、歳出のうち総務費の一部及び民生費、消防費であり、関係部課長より説明を受けたものであります。その説明の

大要は、次のとおりであります。

総務費中の諸費であるが、非常勤特別職の報酬改定に伴う行政事務連絡員のアップ分としての五十一万円及び福生市地自治会に充足し、四月に一名新たに連絡員に委嘱した追加分としての十六万八千円。計六十七万八千円の追加補正である。

非常勤消防費においては七十六万七千円の補正であり、団員等の報酬引き上げに伴い計上したものである。また、災害対策費の一万円は防災会議委員の報酬

五百円アップの二十名分である。社会福祉総務委員は減額補正の七百六十七万五千

円であるが、内訳は民生児童委員報酬金の減額二百五十二万六千円、社会福祉協

会委員報酬二百四十九万五千円の増額、民生委員推せん会委員報酬の増二千円、

駐留軍関係離職者対策に要する経費四千万の増、生活実習室新築工事に要する経費が七百六十五万円の減、これは二階建てから一階建てに、安全その他を考

慮し変更したための減額措置である等の説明であり、その後直ちに質疑に移り、

委員に発言を求めたところ、今回、委員会付託の内容を見ると、大部分は議案第四十七号に関するものであり、総務委員会に各事例の改正の審議ということであれば実質的には生活実習室新築の件を是とするのか否とするのかは審議の余地が

ないと思ふとの意見が出されましたが、今後の問題点として検討することとし、委員会としては付託案件について精力的に審査をいたしました。

主な質疑を御紹介いたしますと、町会により百戸ぐらゐの所もあり、また八百戸ぐらゐの所もあるが、一律に報酬を払うということに問題はなにか。行政事務連絡員として年間どれぐらゐの事務があるのか。民生児童委員報酬金を、社会福祉協力委員報酬という事で切りかえているが、市長の委嘱が行われるか。また、この項だけを七月一日から施行する根拠について。生活実習室は当初一千九百万円だが、これが減額になる理由はなにか。現在どのような形で進行しているか。また、実習生はどれぐらゐ見込まれるか等々の質疑に対し、次のような答弁がなされました。

行政事務連絡員の報酬については、過去のいさづきもあるし、このような形に変えていたのだ。今後、連絡員の方々とも相談していかねければならぬので、いま少し時間をかけてほしい。事務量については交通安全の春及び秋の運動、また、ゴミ減量運動は年間を通じてさらに募金運動等々として計十八項目にわたってお願いをしている。民生委員と社会福祉協力委員として非常勤特別職

にした。これは以前から御指摘をいただいているところである。今回、規定をつくり市長より委嘱をさせていただき、七月一日実施については、今回新たに非常勤特別職としようとする各例が議決をいただいた後ということでありまして、七月一日施行が適当であろうということでもあります。生活実習室については予算編成後、遅くとも八月に着工、十月をめどに進めていきたい。運営等については社

協にお願いをしたいと考えている。理由としては、障害者団体から、市が社協の運営にしたいのだと強い要望があることと、社協の事業として実施した場合、郡の補助金が入るということである。人員については、現在のところ十三人ぐらゐの希望があるが、確定的なことは現時点ではわかっていないが、努力をしていく等々の答弁がなされた後、質疑を終わり、お諮りいたしましたところ、全員異議なく本議案の当委員会付託分については原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞよろしく御審議の上、当委員会報告どおり御可決あらんことをお願いいたします。補足説明といたします。

○議長(末次性男君)

以上で各委員長の審査報告は終わりました。

これより各委員長報告に付する質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。 まず反対者十二番松山清君。

（十二番 松山清君登壇）

○十二番（松山清君） 議案第四十七号昭和五十六年度福生市一般会計補正

予算（第二号）に反対討論をいたします。

当補正予算の内容は、その多くが先ほどの議案第三十九号、第四十一号、第四十二号に関する予算措置であります。このほか、たとえば教育費での連続米飯炊飯機購入の五百十八万四千円とか、総務費での工事費等が計上されておりますが、しかし、当補正予算の第二号の主な性格は、議員、市長、教育長、収入役、助役の報酬給与引き上げの条例改正に伴う予算措置の内容であります。

先ほども議案第三十九号、第四十一号、第四十二号等の反対討論で述べたとおりであります。このような補正予算、少くとも報酬等の引き上げを中心とした補正予算に賛成することは、きつぱいのは当然であります。

なお、六月議会での補正予算といえども、私は積極的に市民要求を反映させる補正予算とすべきだろうと思います。 そういう点から見ても大変不十分な補正予算と言わざるを得ません。

大変簡単であります。私の反対討論といたします。

○議長（末次性男君） 次に賛成者十八番東田正治君。

（十八番 東田正治君登壇）

○十八番（東田正治君） 御指名でございますので、議案第四十七号昭和五十六年度福生市一般会計補正予算（第二号）の賛成討論をいたします。

三常任委員長より報告があるありますので、簡単に要点だけを申し上げて賛成討論とさせていただきます。

まず今回の補正は、議案第三十九号、第四十号、第四十一号、第四十二号と、いままです審議されましたものと関連をしております。関係で、簡単に申し上げ